かさし証券株式会社

差分

税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置 法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡 所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」とい います。)の適用を受けるために、むさし証券株式会社(以下、「当社」 といいます。) に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37 条の14第5項第2号、第4号及び第6号に規定する要件及び当社との 権利義務関係を明確にするための取決めです。

新文書

第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課**第1条** この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課 追加 税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置 法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡 所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」とい います。)の適用を受けるために、むさし証券株式会社(以下、「当社」 といいます。) に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37 条の14第5項第2号、第4号及び6号に規定する要件及び当社との権 利義務関係を明確にするための取決めです。

旧文書

は、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が別に定める日 までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10 項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券 会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非 課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加 えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは勘定廃止通 知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項(以下、「廃止通 知書等記載事項 | といいます。) の記載がある書類で「勘定廃止通知書 | 及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は廃止通知書等記載 事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」、既に当社に非課税口座 を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合 には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」又は廃止通知書等 記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止 通知書」に該当しないもの)を提出又は提供するとともに、当社に対し て租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する 租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げ

第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるために**|第2条** お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるために**|**変更 は、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が別に定める日 までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10 項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券 会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非 課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加 えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非 課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようと する場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提 出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の15の 3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を 提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法 施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月 日及び住所。) を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確 認を受ける必要があります。

新文書	旧文書	差分
る者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」 若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」を提出する場合については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の	ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。	
スれが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。 2 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合又は「非課税口座開設届出書」の提出と併	2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」 又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証 券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすること はできません。	変更

新文書	旧文書	差分
せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合はない。		
<u>合</u> を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設 届出書」の提出をすることはできません。		
4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付又は電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。	4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。	追加
6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付又は電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。	6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。	追加
第3条の3	第3条の3	変更
	2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日	
(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における 当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設け	(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における 当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設け	
られ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知	られ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された	
書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座	場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税	
廃止通知書」に該当しないものが提出された場合又は廃止通知書等記載	口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定	
事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合は、所 轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への	累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合 には、同日)において設けられます。	
特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資	(C/3、 日日) (C43 V· C 較 V) り 4 V よ y 。	
勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同		
日)において設けられます。		
第5条の4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘	第5条の4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘	追加

新文書	旧文書	差分
定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されてい	定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されてい	
る当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当	る当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当	
該営業所に保管の委託がされるものに限り、租税特別措置法第 29 条の	該営業所に保管の委託がされるものに限り、租税特別措置法第 29 条の	
2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約	2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約	
権に係る上場株式等及び同条第2項に掲げるものを除きます。)のみを	権に係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け	
受け入れます。	入れます。	
① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31	① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31	変更
日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次	日までの間に当社への買付けの委託 (当該買付けの委託の媒介、取次	
ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取	ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取	
得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第	得した上場株式等 <u>又は</u> 当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法	
2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)	第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りま	
により取得をした上場株式等 <u>又は租税特別措置法施行令第25条の13</u>	す。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座	
第30項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受	に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購	
け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入し	入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取	
た上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得を	得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。) の	
した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。) の合計	合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税	
額が 240 万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理	管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当すること	
勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとな	となるときにおける当該上場株式等を除く。)	
るときにおける当該上場株式等を除く。)		
② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条	② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 3 <u>1</u> 項において準用する同条	変更
第 12 項各号に規定する上場株式等	第 12 項各号に規定する上場株式等	
2 特定非課税管理勘定には、 <u>前項①に掲げる上場株式等で</u> 次の各号に定	2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める <u>上場株式等</u> を受け入れる	変更
める <u>もの</u> を受け入れることができません。	ことができません。	
第7条	第7条	変更
4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非	4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非	
課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるも	課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるも	
のを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 3 <u>2</u> 項におい	のを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 3 <u>1</u> 項におい	

新文書	旧文書	差分
て準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する	て準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する	
事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があ	事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。) があ	
った場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非	った場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非	
課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に	課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に	
受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座	受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座	
から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるも	から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるも	
のを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の	のを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の	
死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合	死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合	
には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等	には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等	
であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株	であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株	
式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額	式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額	
及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた	及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた	
日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の	日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の	
技術を利用する方法により通知いたします。	技術を利用する方法により通知いたします。	
この約款は、202 <u>5</u> 年3月 <u>1</u> 日より適用させていただきます。	この約款は、202 <u>4</u> 年1月 <u>1</u> 日より適用させていただきます。	変更